

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
つくば市	筑波地区(第19区～第25区)	2021年3月15日	2023年11月27日

筑波地区	第19区	田中 水守 山木 田水山
	第20区	沼田 国松 上大島 筑波
	第21区	神郡 臼井 小沢 杉木 漆所 大貫
	第22区	北条 君島 泉 小泉 山口 平沢
	第23区	小田 北太田 小和田 大形 下大島
	第24区	作谷 安食 寺具 明石
	第25区	中菅間 上菅間 洞下 池田 高野原新田 磯部

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2752.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1669.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	437.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	252.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	28.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	360.0 ha
(備考)	

注1: ③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作面積は、中心経営体が引き受け可能な面積であると判断できることから、中心経営体への円滑な集積・集約を進める必要がある。</p>

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>第19区の農地利用については、中心経営体である農業者9経営体が担っていく。田に関しては大規模経営体への集積を進める。一方、中間管理事業を活用しつつ、畑の大区画化や耕作条件の改善を進め、担い手による引き受け意欲を高めることで土地の荒廃化を防ぐ。</p>
<p>第20区の農地利用については、中心経営体である農業者9経営体が担っていく。田に関しては大規模経営体を中心に、集積を進める。山際を中心に耕作条件の悪い地域については耕作放棄地が増えているため、基盤整備等により耕作条件を改善し担い手による土地利用を促す。</p>
<p>第21区の農地利用については、中心経営体である農業者12経営体が担っていく。基盤整備済の田畑を中心に担い手への集積を進めるとともに、区画の大規模化と未整備地区の基盤整備を促進する。また、将来の後継者不足へ対応するために新たな担い手の育成を支援する。</p>
<p>第22区の農地利用については、中心経営体である農業者15経営体が担っていく。基盤整備済の田畑を中心に担い手への集積及び集約を進めるとともに、旧市街地付近の小規模農地の集約化を図る。また、区画拡大を推進し後継者が耕作しやすい環境を整備していく。</p>
<p>第23区の農地利用については、中心経営体である農業者16経営体が担っていく。大規模経営体の後継者育成が進んでいるため、既存の担い手を中心に集積・集約化を進めていく。山際の地域については基盤整備による耕作環境の改善により、荒廃化を阻止する。</p>
<p>第24区の農地利用については、中心経営体である農業者6経営体が担っていく。畑については基盤整備等により大規模化と耕作環境の改善をし、集約化を促進する。後継者未定の土地所有者が多いため、中間管理事業も活用しつつ担い手への集積を進め、耕作者不足へ備える。</p>

第25区の農地利用については、中心経営体である農業者17経営体が担っていく。田は中間管理事業を活用しつつ大規模経営体への集積・集約を進めていく。畑は悪条件の放棄地が増えているため、基盤整備等を活用し耕作条件を改善し、担い手の確保につなげる。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	田 畑	15.15 ha	田 畑	15.15 ha	第19区
認農法	B	田 畑	42 ha	田 畑	49 ha	第19区
見込	C	田 畑	1.2 ha	田 畑	3.5 ha	第19区
認農	D	田	30 ha	田	50 ha	第19区 第20区 第22区 第23区
認農	E	田	39 ha	田	50 ha	第22区
認農	F	田	7 ha	田	10 ha	第19区 第25区
見込	G	田 畑	7.3 ha	田	2 ha	第20区
認農	H	田 養牛	25 ha - ha	田 養牛	40 ha - ha	第20区 第21区 第22区
認農法	I	田 畑	64 ha	田 畑	70 ha	第20区 第21区 第24区 第25区
見込	J	田	20 ha	田	25 ha	第21区
見込	K	田	1.4 ha	田	1.9 ha	第21区
認農	L	田 畑	1.43 ha	田 畑	1.59 ha	第21区 第20区
認農	M	田	39 ha	田	40 ha	第21区 第22区
認就	N	畑	0.6 ha	畑	3.5 ha	第21区 第22区
認農	O	田	27 ha	田	30 ha	第22区
認就	P	田 畑	2.7 ha	田 畑	22 ha	第22区
認就	Q	畑	14 ha	畑	20 ha	第22区
認農法	R	田 畑	35 ha	田 畑	48 ha	第22区
認農法	S	田	2.5 ha	田	2.5 ha	第22区
認農法	T	田 畑	44.8 ha	田 畑	47.8 ha	第22区 第23区
見込	U	田 畑	1.7 ha	田 畑	3.3 ha	第22区 第24区 第25区
認農	V	畑	0.1 ha	畑	0.1 ha	第23区
認就	W	畑	0.45 ha	畑	1 ha	第23区
認農	X	田	65 ha	田	50 ha	第23区
認農	Y	田 畑	0.5 ha	田 畑	0.7 ha	第23区
認農	Z	田 畑	5.63 ha	田 畑	10 ha	第23区
認農法	AA	田 畑	45.5 ha	田 畑	53 ha	第23区
認農法	AB	田 畑	90 ha	田 畑	170 ha	第23区
見込	AC	田 畑	2.9 ha	田 畑	5.3 ha	第23区
認農	AD	田	1.2 ha	田	1 ha	第23区
見込	AE	田	3 ha	田	3 ha	第23区
見込	AF	田	29 ha	田	45 ha	第23区
認農	AG	田	22.5 ha	田	30 ha	第23区
認農法	AH	田 畑	81 ha	田 畑	86 ha	第23区 第22区
認農法	AI	田 畑	46 ha	田 畑	50.6 ha	第23区 第22区 第20区 第21区
認農法	AJ	畑	50 ha	畑	60 ha	第24区
認農	AK	田 畑	16.8 ha	田 畑	20.25 ha	第24区
認農	AL	田 畑	2.9 ha	田 畑	11 ha	第24区
見込	AM	田 畑	28 ha	田 畑	40 ha	第24区
認農	AN	田 畑	2.8 ha	田 畑	6 ha	第25区
認農	AO	田 畑	8 ha	田 畑	8 ha	第25区
認農	AP	田	1.2 ha	田	1.2 ha	第25区
認農	AQ	田 畑	2.66 ha	田 畑	2.66 ha	第25区
認農	AR	田 畑	33.35 ha	田 畑	35.35 ha	第25区
見込	AS	田 畑	1.7 ha	田 畑	1.7 ha	第25区
見込	AT	田	1.8 ha	田	3 ha	第25区
認農法	AU	田 畑	40 ha	田 畑	70 ha	第25区
認農	AV	田 畑	20.1 ha	田 畑	30.3 ha	第25区 第19区
認農	AW	田 畑	11 ha	田 畑	21 ha	第25区 第20区
認農	AX	田 畑	3.29 ha	田 畑	15.8 ha	第25区 第20区
認農法	AY	田 畑	40 ha	田 畑	45 ha	第25区 第20区 第21区 第19区
認農	AZ	田	4.8 ha	田	6 ha	第25区 第21区
認農	BA	田	4 ha	田	10 ha	第25区 第21区 第22区
認就	BB	畑	1.049 ha	畑	2 ha	第19区
認農	BC	田 畑	1.4 ha	田 畑	2 ha	第22区
認農	BD	田	3.8 ha	田	5 ha	第22区
認農	BE	田	2.2 ha	田	3 ha	第22区
認農	BF	田	2.8 ha	田	15 ha	第22区
認農	BG	田	20 ha	田	22 ha	第22区
計	59 経営体		1117.2 ha		1477.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、認定農業者等になることが見込まれる者は「見込」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。